

『第5回国立市国民保護協議会』会議議事録

- 1 日 時 平成25年2月15日(金) 午後1時30分～午後2時30分
- 2 場 所 国立市役所 2階委員会室
- 3 出席委員(22名) 別紙のとおり
- 4 議事の件名及び概要並びに議決事項
 - (1) 開 会
 - ・総務部防災課長、加藤課長より開会
 - (2) 会長(市長)あいさつ
 - ・会長(市長)よりあいさつ
 - (3) 議事開始
 - ・会長(市長)
 - (4) 資料確認
 - ・事務局、鈴木
 - 次第の訂正事項 名称を(国立市国民保護対策本部及び国立市緊急対処事態対策本部条例)に訂正
 - (6) 議事1
 - ・第4回会議議事録について
 - 事務局、鈴木
 - 内容について諮った結果、了承されました。
 - 質疑：なし 議事録は、市のホームページに掲載いたします。
 - (7) 議事2 国立市国民保護計画(素案)の意見募集の結果について
 - ・事務局、簗島 意見募集の結果についてを説明
 - 1:意見募集の実施概要について
 - (1) 実施期間は平成25年1月23日(水)から2月12日(火)までの3週間
 - (2) 主な周知方法
 - ア、市報2月5日号に意見募集の実施について掲載
 - イ、市役所、北市民プラザ、南市民プラザ、公民館、くにたち中央図書館において国立市国民保護計画素案の配布を実施
 - ウ、市ホームページに意見募集の実施及び国立市国民保護計画素案を掲載
 - エ、くにたちメール配信で意見募集の実施について登録者にメールを配信

2:お寄せいただいたご意見

(1) ご意見提出者等

ご意見提出者等 18名、ご意見項目数 17項目

(2) 提出方法

ファックス:1人、郵送0人、持参1人、電子メール16人

3:実施結果

計画素案に反映することを予定しているご意見:3項目

計画素案に反映することを検討しているご意見:2項目

それでは主な意見と市の考え方の説明ですが、主な意見の概要と市の考え方を記載しております。まず、計画全体に対する意見からですが、No1、国民保護計画を作成するよりも防災計画をより充実してほしい。これに対し市の考え方は、総合防災計画は平成21年2月に改訂しましたが、東日本大震災を受けて、平成24年度から再び改訂作業を進めています。応急活動体制の見直しなど、より実践的な計画としていく予定です。国民保護計画の作成にかかわらず、防災計画は充実してまいります。次にNo2、より市民の意見を反映させるため、市民説明会を実施してほしい。これに対して市の考え方は、計画は消防や警察の他、運送、電力、ガス事業者や医療、建設、市議会議員、自主防災組織など、様々な機関を代表する方で構成する国民保護協議会で審議してまいりました。また、市民の方からご意見も募集しました。今後は、市議会総務文教委員会に報告するなどして計画決定いたします。計画を策定した時点で説明会を開催する予定です。次にNo3、意見募集の期間が短いとの意見ですが、市の考え方は、より多くの方にご意見をいただけるよう、ホームページやメール配信(2回)、市報などで周知するとともに、5ヶ所の公共施設で計画素案を配布いたしました。なお、計画素案は第1回国立市国民保護協議会后、資料としてホームページに掲載しました。次にNo4、計画の作成に反対。市民の意見を聞いて作成し直してほしい。これに対する市の考え方は、国民保護法第35条において市町村は国民保護計画を作成することが定められています。国立市においても、法に基づき、武力攻撃事態等において国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、計画を作成することとしております。次にNo5の意見ですが、国民保護は、現在の防災計画もしくはこれを充実させることで対応可能であり、国民保護計画を作成する必要があるか。また、急に国民保護計画を作成する理由は何か。これに対する市の考え方は、国民保護計画は武力攻撃事態等から市民の安全を確保することが目的であり、自然災害等を対象とする防災計画とは目的が異なります。また、国立市では平成21年2月に防災計画を改定しましたが、改訂された防災計画の実効性が担保された後に国民保護計画を作成することとしておりました。平成20年度から年間防災訓練計画に基づき訓練を実施し、4年間で計画の実効性が確認できたため、国民保護計画の作成に着手しました。急に計画を作成することになったわけではありません。次に、No6、

総合防災計画と国民保護計画の事後対応について同じ点、異なる点を教えてほしい。これに対する市の考え方は、両計画とも事後については「復旧」について記述していますが、防災計画の方がより詳しく記述され、「復興」についても記述しています。また、国民保護計画には市民に対する損失補償及び損害補償について記述しています。次に、No7、国立市国民保護計画案の特徴として他の自治体との違いですが、市として、計画（素案）2頁2（2）市国民保護計画に定める事項に、「国民保護措置に伴う国民の権利利益の救済に関する事項」が入っている点が他の自治体との相違点です。次に、No8、計画が国のひな形に国立市の数字をはめ込んでいるようであり、独自性があまりないということですが、市の考え方として市国民保護計画は、国のモデル計画に基づき作成することとなっておりますので、ご指摘のようになったと考えております。次に、No9、市民の権利を制限する内容についてより明確になるように説明がほしい。また、住民の権利が最大限に尊重されることが肝要である。とのご意見に対し、市の考え方としては、住民の権利が尊重されるよう、国民保護法第5条に基本的人権の尊重がうたわれており、市国民保護計画にも基本方針の最初に基本的人権の尊重を掲げています。また、ご意見を踏まえ、21頁の「4 国民の権利利益の救済に係る手続等」の箇所を、次のように追加します。

「※応急公用負担については、85頁に記載されている。」次にNo10、国立市は全国の中で在宅重度しょうがいしゃの人口に対する割合が日本一といわれているが、このことを計画で意識している箇所はあるか。とのご意見ですが、市の考え方としては、計画（素案）65頁（6）高齢者、障害者等要援護者への配慮の項目で要援護者の避難について記載しております。次にNo11、国や都の中枢部が被害を受けた場合、情報伝達がうまくいかないことがあり得るため、市が情報を取りに行く態勢や手段を構築すべきとの意見に対して、市では、出先機関や学校・保育園等のほか、消防・警察を始め、インフラ等の関係機関に無線を配備しており、東京都とは別に情報収集のルートを確保しています。また、近隣市との連携による情報共有も図り、情報収集を行うこととなります。次にNo12、市民に対する情報提供の方法が不明確であるとのご意見ですが、これに対して市は、計画（素案）50頁（4）②広報手段に、「防災行政無線、広報車による広報、くにたちメール配信、Twitter」を追加します。計画（素案）59頁2（1）②警報の伝達方法に「くにたちメール配信やTwitterの活用」を追加します。次にNo13、避難に関し、市内の避難所への避難だけでなく、国立市外への避難も想定しておくべきとのご意見に対して、市の考え方は、計画（素案）62頁2（1）避難実施要領の策定に「③平素に策定する避難実施要領のパターンは、国立市外へ退避することも含め、さまざまな状況を想定し、策定するものとする。」と追加をいたします。

次からは計画に直接関係のないご意見です。まずNo14、ですが、戦争をしない方向へ努力すべきとのご意見ですが、市としての考え方は、計画の前文に

趣旨を反映することを検討いたします。次に No15、「平時の備え」に市内に住む外国人との多文化共生政策を国際紛争を起こさない社会づくりのために盛り込むべきとのご意見でございますが、市の考え方として、計画の前文に趣旨を反映することを検討いたします。次に、No16、攻撃対象となりうる、自衛隊東立川基地や近隣の自衛隊施設・米軍基地に撤去を求めるべき。とのご意見ですが、市の考え方は、ご意見として承っておきます。最後 No17、平和政策をもっと推進していくべきとのご意見ですが、市の考え方は、平和事業はアンネのバラパネル展や戦争体験を聞く集いなどを行っています。今後も平和施策を充実するよう努めてまいります。

以上が、主な意見と市の考え方でございます。

・市長（会長）

只今説明がありました。提出されましたご意見と市の考え方について市の回答（考え方）が違うのではないかと等のご意見がございましたら挙手をお願いいたします。

・阿部委員

パブリックコメントがこれだけ短い期間にこのような多くのご意見がでたということは、市民の方にもそれだけ強い関心があるものと思われる。

それに対して短い期間に市の考え方をまとめていただきありがとうございます。市民の声を反映することがどのような形でできるのか、ということ伺いたいのですが、実は市議会の中でも12月議会の議員の一般質問の中で、この国民保護計画についての質問がございました。この場でご紹介させていただきますが、全ては長くなりますのでそのご回弁だけお話ししますが、ここにおられる竹内総務部長から国民保護計画については、なんらかの形で平和措置の理念の文面を盛り込むことで作成することを考えているというご答弁がございました。また、市長からは想定外のことが起こった場合、今の科学でどう対応できるのか全く未知的であり想定不能であると言わざるを得ない。というご答弁がございました。しかし、この計画は国から下りてきている計画で法定受託事務であり作らないわけにはいかないということが前提にあると私は思っております。そのような現状の中で、たとえば素案を作る段階で素案の中に書かれているいろいろな武力攻撃についてこのようなことが本当にあるのだろうか、あったら困るなという思いを持っていると思いますが、市長が市民の皆様からいろいろ寄せられたパブリックコメントなどを含めて、平和外交優先の考え方とか市民に向けての声、また国立市は平和都市宣言を掲げておりそのようなことを踏まえて市長の独自の考え方を前文に入れていただきたいということを要望するものです。

・会長（市長）

市長といたしまして、ご指摘のありましたように私も議会の答弁ですべて平和外交が何よりも優先すると申し上げたものでございます。私自身、市長への

立候補の大きな公約の一つとして24時間、365日、安心・安全なまちづくりを掲げさせていただいております。私は、暴力を否定し、平和を希求することによって市政運営を進めていくことに改めてこの場でご報告をさせていただきたいと思っております。ご指摘のありました文言にあたっては前書のような形で条文の前に市長の考え方ということで掲載をさせていただきたいと思っております。

・阿部委員

ありがとうございます。是非、よろしく願いいたします。

・会長（市長）

他に何かございませんか。挙手をお願いいたします。

事務局から補足的な事がありますか。

それでは、ないようでございますので次に進めさせていただきます。

(8) 議事3 国立市国民保護計画（素案）の変更箇所一覧について

・事務局 鈴木

「変更箇所一覧についての説明でございます。今回お示しする変更箇所は全部で14箇所であり、そのうち10箇所は語句の訂正や文言の修正、人口の時点修正等であり、残り4箇所については意見募集でいただいたご意見を素案に反映させたための変更でございます。

最初に、変更箇所 No1 からご説明いたします。素案2頁の3計画の構成ですが、モデル計画のとおり語句を訂正したものでございます。次に No2、素案の9頁ですが、国立の地形断面模型図の中で、現在、清化園はありませんので削除をしたものでございます。次に、変更箇所の No3 と No4 については、平成25年1月1日現在の人口や世帯数に伴う時点修正をかけたものでございます。比較表をご覧ください。別紙1-1に変更前、別紙1-2に変更後、また、別紙2-1に変更前、別紙2-2に変更後をお示しいたしました。素案では、10頁及び11頁となります。次に No5、素案20頁ですがこれは行政組織の改正によるものでございます。次に No6、素案44頁市緊急事態連絡室の構成等の表中、参集室員の中に教育長が記載漏れとなっていましたので、職名の追加訂正を行ったものであります。次に No7、素案58頁(2)警報の内容の通知ですが、これはホームページアドレスの誤りを訂正したものであります。次に No8、素案94頁(2)廃棄物処理対策ですが、正規の名称に変更したものであります。次に No9 素案99頁は、文言の整理をしたものでございます。次に、No10、素案103頁の3警戒対応ですが、これは前回協議会時、委員のご提案により語句を追加したものであります。変更箇所一覧は、以上でございます。次に No11 から No14 までは、市民意見公募の結果、素案に反映させた部分の変更でございます。最初に No11、これは、市民の権利を制限する内容についてより明確になるように説明がほしいというご意見があったため、「※応急公用負担については、85頁に記載されている。」という文言を追加した

ものであります。次に、No12、No13、広報手段及び警報伝達方法ですが、これは、市民に対する情報提供の方法が不明確であるとのことご意見に対しまして、素案50頁(4)②広報手段に「防災行政無線、広報車による広報、くにたちメール配信、Twitter」を追記し、(素案)59頁2(1)②警報の伝達方法に「くにたちメール配信や Twitter の活用」を追記したものです。最後、No14、これは、避難の関係ですが市内の避難所への避難だけではなく、国立市外への避難も想定しておくべきとのことご意見ですが、市の考え方として、計画(素案)62頁2(1)避難実施要領の策定に「③平素に策定する避難実施要領のパターンは、国立市外へ退避することも含め、さまざまな状況を想定し、策定するものとする。」と追記をいたします。

以上、変更箇所一覧の説明を終了いたします。

・会長(市長)

「説明が終わりました。国立市国民保護計画(素案)の変更箇所一覧について、何かご意見、ご質問、ご提案はございませんか。挙手をお願いいたします。

・原田委員

応急公用負担の関係ですが、災害時、一般の企業においては落雷とか地震については損害保険がありますが、この場合保険にも入れない。一般民間企業が本当に起きたという想定をした場合、復旧時に低利で借りられるようなそのようなものはないのでしょうか。実は、ほかのところではこのような内容があったのでいかがお考えですか。

・事務局 加藤課長

今のご質問ですが、答申案の96頁をご覧ください。損失補償及び損害補償について記載されている部分でございますが、国民保護のために市がたとえば土地を借用したりとか物品を借用したりとか、そういったことに対する損失補償、また、避難の協力要請をしたために亡くなったりケガをしたり、そのことに対する損害補償、こういったものは対象ですが、いま原田委員のおっしゃられた武力攻撃による民間の方々の被害、それについての現時点での記載はなかったものとおもっています。従来災害の中で見てみると、阪神・淡路大震災などの大きな災害の場合、その都度特別法が制定された経過がございます。

・原田委員

ありがとうございました。

・会長(市長)

その他、ご意見いかがでしょうか。挙手をお願いいたします。無いようですので次に進めさせていただきます。

- (9) 次は、議題4、国立市国民保護計画(計画原案)の決定についてでございます。前回、お配りした素案に今回、ご説明させていただきました修正を加えた内容で、計画原案としてよろしいでしょうか。前回の協議会の時もお話させていただきましたように今回が最終ということで、本日は素案を計画案に今棚上

げさせていただいたということです。特に、今ここでご意見無いようですので、異議ないというか、拍手か何かで確認をさせていただきたいと思います。異議がないということであれば、拍手でお願いしたいと思います。

「大きな拍手」

ありがとうございました。それでは、異議なしということでこの内容について計画原案とさせていただきます。

(10) それでは次は、議題5、国立市国民保護計画の作成について（答申）について事務局からご説明いたします。

・事務局 簗島

只今計画原案が決定したことにより、今度は協議会として国立市長宛てに答申をすることとなります。答申の案といたしまして、お手元の資料をご確認ください。内容を読み上げますのでご覧下さい。「国立市国民保護計画の作成について（答申）、平成24年7月31日付け国総防発第35号により諮問のあった国立市国民保護計画の作成について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第39条第2項の規定により、別添のとおり答申します。」

それから2枚目ですが、下の部分の留意事項を読み上げます。「なお、市は、これらの計画の作成・運用に関して、次の事項を特に留意するよう意見を申し添えます。1、本計画を実効性あるものとするため、災害対策の仕組みを最大限活用し、研修、訓練を定期的実施し関係機関との連携に努めること。2、「国民保護に関すること」について、平素より市民等へ周知、普及啓発の徹底を図り情報提供を実施すること。3、国民保護法制や本計画の目的等により、基本的人権を最大限尊重し、市民の生命、身体、財産を武力攻撃事態等の災害から守るために計画を運用すること。4、国立市の宣言である「国立市平和都市宣言」と「しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言」を十分尊重すること。

以上でございます。また、次の頁には武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（抜粋）を参考資料として添付させていただきました。

・会長（市長）

答申（案）についてありがとうございました。この日付の設定はどのようになりますか。

・事務局 加藤課長

事務的な部分もありますが、本日決定していただきましたので本日の15日としたいと考えます。

・会長（市長）

わかりました。この他にご意見、ご質問ございますでしょうか。

これで、ご答申をいただいてもこれから東京都の協議の中で変わることもあると想定できるが、その場合は、協議会にもう一度諮るということはするわけ

ですか。

・事務局 加藤課長

本日、決定をさせていただいたわけでございますので、次回の国民保護協議会でご報告はさせていただきますが、諮るという予定はございません。

・会長（市長）

この件に関してご協議をお願いいたします。

・阿部委員

前文というのは我々委員の中にいつ提示されるのか、また提示されないで市長のご意見として付いて出るのか、そのあたりを伺いたしたいと思います。

・事務局 加藤課長

前文でございますが、ご提示というのは最終的に冊子としてまとまった段階では当然お示しさせていただきますが、委員さんの間で前文（案）ができた段階でご提案するようにと、これは会議の都合もございますが、もしかすると郵送という形で、ご意見があれば頂戴したいと思っておりますし委員の皆様からのご要望があればそのようにさせていただきたいと思っております。

・会長（市長）

私がさきほど答弁させていただきましたように私の署名入りできちんと書かせていただくとのことです。事務局と相談しながらなるべく早いうちに東京都と協議している間に委員皆様のお手元に配布をさせていただき、その記述の内容に異議がある場合はご意見を賜りたいと考えております。

何かご質問ございませんか。

それでは、以上、内容（案）は先ほど確認していただきましてこれで答申書と鑑とをともに確認することができたものと思っております。これですべてになりますので、ご確認のために恐縮でございますが再度拍手をいただければと思います。

「大きな拍手」

どうもありがとうございました。

これで、答申をいただいたので事務局は事務を進めていただきたいと思います。

それでは、3の今後の予定に行く前に（6）その他で何かありましたらご発言願います。特に無いようですので次に進めさせていただきます。

3. 今後の予定

・事務局 簗島

それでは、今後の予定についてご説明申し上げます。

本日の答申書を作成いたしまして、コピーを皆様にお配りし対応したいと考えております。今年度中にこの答申書をもとに市議会総務文教委員会に市の原案として報告をいたします。また、3月の議会におきまして条例を制定する予定でおります。国立市国民保護対策本部及び国立市緊急対処事態対策本部条例でございます。それから平成25年度に入りまして、今回の原案を東京都との

協議を行います。その後、変更がある場合は変更等をかけまして市国民保護協議会への報告を考えております。その後、すべて終了しましたら市議会への報告、そして市民の皆様への公表となる予定でございます。

以上でございます。

・会長（市長）

平成25年度に、平成25年度第1回国民保護協議会とありますが、ここでは何を協議するのですか。

・事務局 簗島

こちらでの協議会は、東京都の協議が終了した後を考えておりますので、そこでの変更や修正が入る可能性があるため、出来上がったものを報告することで協議会の開催を考えております。

・会長（市長）

東京都との協議は、約3ヶ月位かかるそうですので、3月に東京都の持ち込みますと夏前に東京都との協議が調うことで、その結果報告ということによろしいのですか。

・事務局 加藤

そのとおりです。

・会長（市長）

他に何かお気づきのご指摘等ございませんか。無ければ、本日の第5回国立市国民保護協議会をこれで閉じさせていただきます。長い間ご審議賜りありがとうございました。これをもって東京都への協議や市議会への報告を進めさせていただきますが、これですべて終わったものではなく、また皆様方に引き続きお声を掛けさせていただきますのでその節はご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

5 閉会

6 配布資料

- 第5回国立市国民保護協議会次第及び席次表
- 第4回国立市国民保護協議会議事録
- 国立市国民保護計画（素案）の変更箇所一覧について
- 国立市国民保護計画（案）答申
- 国立市国民保護計画の作成について（答申）

7 傍聴人の数

4名

国立市国民保護協議会委員名簿

委員数 29名

	法の位置付、委員区分及び職名	氏名	状況
	(法第40条第2項の市長)		
会長	国立市長	佐藤 一夫	出席
	(法第40条第4項第1号の指定地方行政機関の職員)		
委員	国土交通省関東地方整備局相武国道事務所長	田村 央	欠席
	(法第40条第4項第2号の自衛隊に所属する者)		
委員	陸上自衛隊第一師団第一後方支援連隊第一整備大隊長	藤江 肇	欠席
	(法第40条第4項第3号の都道府県の職員)		
委員	東京都多摩立川保健所 企画調整課長	前川 久恵	欠席
委員	東京都北多摩北部建設事務所長	谷本 俊哉	出席
委員	東京都多摩水道改革推進本部立川給水管理事務所長	太田 寛	出席
委員	警視庁立川警察署長 (代理：警備課長 丸山 研一郎)	藤本 正夫	代理
	(法第40条第4項第4号の副市長)		
委員	国立市副市長	永見 理夫	出席
	(法第40条第4項第5号の教育長及び消防吏員、消防団長)		
委員	国立市教育委員会教育長	是松 昭一	出席
委員	東京消防庁第八消防方面本部長	松浦 和夫	欠席
委員	東京消防庁立川消防署長 (警防課長：横田 雄一)	田村 正造	代理
委員	国立市消防団長	遠藤 久	出席
	(法第40条第4項第6号の市職員)		
委員	国立市企画部長	薄井 敏男	出席
委員	国立市総務部長	竹内 正美	出席
委員	国立市健康福祉部長	雨宮 和人	出席
	(法第40条第4項第7号の指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員)		
委員	国立市医師会会長	松尾 一久	欠席
委員	㈱NTT東日本-東京 オフィス営業部 第4エリア営業部門長 (代理：第4エリア営業第1営業担当課長 小野田 博行)	寺田 美秋	代理
委員	東京電力㈱立川支社長 (代理：地域担当 土井周司)	久世 祐輔	代理
委員	東京ガス㈱多摩支店長	安藤 広和	出席
委員	東日本旅客鉄道㈱八王子支社国立駅長	久保 素弥子	出席
委員	日本通運㈱多摩支店長	鈴木 仁	欠席
委員	日本郵便㈱国立郵便局長	大森 真喜雄	欠席
委員	国立市歯科医師会会長	松浦 孝志	出席
委員	国立市薬剤師会会長	中川 紀美子	出席
委員	(社)東京乗用旅客自動車協会広報委員会副委員長	原田 弘司	出席
	(法第40条第4項第8号の国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者)		
委員	国立市議会議長	阿部 美知子	出席
委員	国立市議会総務文教委員長	東 一良	出席
委員	国立市建設業協会会長	鈴木 康幸	出席
委員	国立市自主防災組織連絡協議会副会長	宮崎 一郎	出席